

④生活環境部 指定管理者施設管理状況評価結果（各施設の総合評価）

＜評価の視点＞

- (1) 適正性の視点
法令等の遵守、安全性の確保、個人情報の保護など、法令や計画に基づき適正な管理が履行されているか
- (2) 有効性の視点
① 施設の設置目的の達成
施設目的に沿った事業の実施、施設管理が行われているか
② サービス向上の取り組み
市民サービス向上・市民の満足度の向上が図られているか
③ 効率性の視点
適正な管理によって経費の縮減が図られているか
- (1)～(3)の評価の視点(4項目)について、次の4段階で評価
 ・A 基準や目標を上回る優れた管理が行われている
 ・B 適正な管理が行われている
 ・C 概ね適正に管理されているが一部課題がある
 ・D 協定等が遵守できていないなど、改善が必要である

総合評価

(1)、(2)①、(2)②、(3)の4項目の評価を踏まえ総合評価

【A】4項目のうち、2つ以上がAで、C、Dの評価がない

【B】4項目のすべてがB以上の評価(Aが1つ以下)

【C】4項目のいずれかにCが含まれる(D評価はない)

【D】4項目のいずれかにDが含まれる

No.	施設名	指定管理者	評価の視点			総合評価	施設所管課等	電話番号	頁	
			(1) ①	(2) ②	(3)					
1	いわき市北部憩いの家、いわき市北部運動場	平上片寄区	B	B	B	B	・協定に基づき適正な管理がされている。 ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。	ごみ減量推進課	22-7559	1
2	いわき市南部憩いの家	泉町下川区	B	B	B	B	・協定に基づき適正な管理がされている。 ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。	ごみ減量推進課	22-7559	3
3	いわき市仁井田運動場	四倉町上仁井田区	B	B	B	B	・協定に基づき適正な管理がされている。 ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。	ごみ減量推進課	22-7559	5

4施設 【A評価 該当なし、B評価 4施設、C評価 該当なし、D評価 該当なし】

令和2年度 指定管理者施設管理状況評価票

		所管部課	生活環境部 ごみ減量推進課	
1 施設の概要				
(1) 施設名称	いわき市北部憩いの家、いわき市北部運動場			
(2) 根拠条例	いわき市憩いの家条例、いわき市運動場条例			
(3) 設置目的	市民の健康保持と福祉の増進を図る。			
(4) 施設概要	憩いの家：和室(3)（18畳2室、33畳1室）、娯楽室(1)、談話コーナー(1)、浴室(2)、事務室、給湯室、便所 運動場：グラウンド（7,200m ² ）、ゲートボールコート（2面）、テニスコート（2面）、児童遊具施設 ※グラウンド（平成26年12月以降）及びテニスコート（東日本大震災以降）は、焼却灰の仮置場となっているため使用不可。			
2 指定管理者の概要				
(1) 指定管理者名称	平上片寄区			
(2) 指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日		非公募	
(3) 事業・業務概要（指定管理者の業務の範囲）				
<ul style="list-style-type: none"> ・憩いの家及び運動場の使用に関する業務。 ・憩いの家及び運動場の施設及び器具等の維持管理に関する業務。 ・憩いの家条例及び運動場条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務。 ・その他市長が必要と認める業務。 				
3 施設利用状況（施設利用者数・施設稼動状況等を記入）				
項目		令和元年度	令和2年度	備考
事業計画	事業計画としては施設の管理運営方針や運営体制等のみ記載し、利用者数や稼動状況等の計画については記載していない。			
実績	憩いの家利用者数（人）	8,133	7,529	4/1～5/31、3/11～3/31休館
	運動場利用者数（人）	973	1,778	ゲートボール場のみ。テニスコート、運動場は東日本大震災時の焼却灰置場となっている。
4 使用料・利用料・経費の推移（決算額）				
※その他の管理経費は、市が直接支出する修繕費等の額				
項目		令和元年度決算 (指定管理者)	令和2年度決算 (指定管理者)	備考
使用料		406,650	376,450	
使用料・利用料減免額				
利用料金収入				
委託料（指定管理料）		2,915,000	2,915,000	
その他事業収入				
収入計（円）		2,915,000	2,915,000	
人件費		2,915,000	2,915,000	
修繕費				
設備管理費				
保安警備費				
備品購入費				
消耗品費				
光熱水費				
保険料				
公租公課				
その他施設管理費				
支出計（円）		2,915,000	2,915,000	
収支（円）		0	0	
その他の管理経費（円）		4,025,042	3,978,756	管理運営には自販機電気料、私用電話料等が充当される。

5 評価（令和2年度の状況）

- A 基準や目標を上回る優れた管理が行われている
- B 適正な管理が行われている
- C 概ね適正に管理されているが一部課題がある
- D 協定等が遵守できていないなど、改善が必要である

(1) 適正性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・条例、協定等に基づき、適正に使用許可事務が行われている。また、日常の点検等により適正な安全管理がなされている。

(2) 有効性の視点

①施設の設置目的の達成

B 適正な管理が行われている

- ・施設内の清掃の徹底に努めることにより、利用者が気持ちよく利用できる環境が整えられている。

②サービス向上の取り組み

B 適正な管理が行われている

- ・施設に対する利用者からの苦情や備品の破損等が発生した際は、指定管理者と連携を図り迅速な対応を行うことで、利用者へのサービス向上に努めている。

(3) 効率性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・委託料の範囲内で適正な管理がされている。

(4) 総合評価

B 適正な管理が行われている

- ・協定に基づき適正な管理がされている。
- ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。

(5) 課題がある場合の今後の改善方法

令和2年度 指定管理者施設管理状況評価票

所管部課 生活環境部 ごみ減量推進課

1 施設の概要

(1) 施設名称	いわき市南部憩いの家	
(2) 根拠条例	いわき市憩いの家条例	
(3) 設置目的	市民の健康保持と福祉の増進を図る。	
(4) 施設概要	和室(3)（15畳2室、7.5畳1室）、浴室(2)、事務室、給湯室、便所	

2 指定管理者の概要

(1) 指定管理者名称	泉町下川区	
(2) 指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	非公募
(3) 事業・業務概要（指定管理者の業務の範囲）		

- ・憩いの家の使用に関する業務。
- ・憩いの家の施設及び器具等の維持管理に関する業務。
- ・憩いの家条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務。
- ・その他市長が必要と認める業務。

3 施設利用状況（施設利用者数・施設稼動状況等を記入）

項目	令和元年度	令和2年度	備考
事業計画	事業計画としては施設の管理運営方針や運営体制等のみ記載し、利用者数や稼動状況等の計画については記載していない。		
実績	憩いの家利用者数（人）	8,838 5,664	4/1～5/31休館

4 使用料・利用料・経費の推移（決算額）

※他の管理経費は、市が直接支出する修繕費等の額

項目	令和元年度決算 (指定管理者)	令和2年度決算 (指定管理者)	備考
使用料	441,900	283,200	
使用料・利用料減免額			
利用料金収入			
委託料（指定管理料）	1,550,000	1,550,000	
その他事業収入			
収入計（円）	1,550,000	1,550,000	
人件費	1,550,000	1,550,000	
修繕費			
設備管理費			
保安警備費			
備品購入費			
消耗品費			
光熱水費			
保険料			
公租公課			
その他施設管理費			
支出計（円）	1,550,000	1,550,000	
収支（円）	0	0	
その他の管理経費（円）	1,055,198	983,704	管理運営には自販機電気料、私用電話料等が充当される。

5 評価（令和2年度の状況）

- A 基準や目標を上回る優れた管理が行われている
- B 適正な管理が行われている
- C 概ね適正に管理されているが一部課題がある
- D 協定等が遵守できていないなど、改善が必要である

(1) 適正性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・条例、協定等に基づき、適正に使用許可事務が行われている。また、日常の点検等により適正な安全管理がなされている。

(2) 有効性の視点

①施設の設置目的の達成

B 適正な管理が行われている

- ・施設内の清掃の徹底に努めることにより、利用者が気持ちよく利用できる環境が整えられている。

②サービス向上の取り組み

B 適正な管理が行われている

- ・施設に対する利用者からの苦情や備品の破損等が発生した際は、指定管理者と連携を図り迅速な対応を行うことで、利用者へのサービス向上に努めている。

(3) 効率性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・委託料の範囲内で適正な管理がされている。

(4) 総合評価

B 適正な管理が行われている

- ・協定に基づき適正な管理がされている。
- ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。

(5) 課題がある場合の今後の改善方法

令和2年度 指定管理者施設管理状況評価票

		所管部課	生活環境部 ごみ減量推進課	
1 施設の概要				
(1) 施設名称	いわき市仁井田運動場			
(2) 根拠条例	いわき市運動場条例			
(3) 設置目的	市民の健康保持と福祉の増進を図る。			
(4) 施設概要	グラウンド（10,350m ² ）、ゲートボールコート（1面）、児童遊具施設			
2 指定管理者の概要				
(1) 指定管理者名称	四倉町上仁井田区			
(2) 指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日		非公募	
(3) 事業・業務概要（指定管理者の業務の範囲）				
<ul style="list-style-type: none"> ・運動場の施設及び器具等の維持管理に関する業務。 ・運動場条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務。 ・その他市長が必要と認める業務。 				
3 施設利用状況（施設利用者数・施設稼動状況等を記入）				
項目		令和元年度	令和2年度	備考
事業 計画	事業計画としては施設の管理運営方針や運営体制等のみ記載し、利用者数や稼動状況等の計画については記載していない。			
実績	運動場利用者数（人）	15,397	17,179	
4 使用料・利用料・経費の推移（決算額）				
※他の管理経費は、市が直接支出する修繕費等の額				
項目		令和元年度決算 (指定管理者)	令和2年度決算 (指定管理者)	備考
使用料				
使用料・利用料減免額				
利用料金収入				
委託料（指定管理料）	598,000	598,000		
その他事業収入				
収入計（円）	598,000	598,000		
人件費	598,000	598,000		
修繕費				
設備管理費				
保安警備費				
備品購入費				
消耗品費				
光熱水費				
保険料				
公租公課				
その他施設管理費				
支出計（円）	598,000	598,000		
収支（円）	0	0		
その他の管理経費（円）	1,721,628	1,813,510		

5 評価（令和2年度の状況）

- A 基準や目標を上回る優れた管理が行われている
- B 適正な管理が行われている
- C 概ね適正に管理されているが一部課題がある
- D 協定等が遵守できていないなど、改善が必要である

(1) 適正性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・条例、協定等に基づき、日々の点検等により適正な安全管理がなされている。

(2) 有効性の視点

①施設の設置目的の達成

B 適正な管理が行われている

- ・施設内の清掃の徹底に努めることにより、利用者が気持ちよく利用できる環境が整えられている。

②サービス向上の取り組み

B 適正な管理が行われている

- ・施設に対する利用者からの苦情や備品の破損等が発生した際は、指定管理者と連携を図り迅速な対応を行うことで、利用者へのサービス向上に努めている。

(3) 効率性の視点

B 適正な管理が行われている

- ・委託料の範囲内で適正な管理がされている。

(4) 総合評価

B 適正な管理が行われている

- ・協定に基づき適正な管理がされている。
- ・日常の清掃、点検、補修により適正な安全管理がなされ、市民サービスの向上が図られている。

(5) 課題がある場合の今後の改善方法